

●香川県広域水道企業団監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年4月25日

香川県広域水道企業団監査委員 石 垣 佳 邦  
同 武 田 宏 之

1 監査対象機関

- 総務企画課
- 企画調整課
- 財務課
- 財産契約課
- 計画課
- 浄水課
- 工務課
- 水質管理課
- 高松ブロック統括センター
- 中讃ブロック統括センター
- 西讃ブロック統括センター
- 東讃ブロック統括センター
- 小豆ブロック統括センター
- 広域送水管理センター

2 監査対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 措置の内容

監査の結果（対象機関）		措置の内容
指摘事項	建築物の工事監理業務の受託者が個人事業主であり、支払う報酬・料金から所得税の源泉徴収が必要であったにもかかわらず、源泉徴収していなかった。（広域送水管理センター）	徴収漏れの所得税を税務署に納付するとともに、令和5年11月に個人事業主に対して所得税相当額の返還請求を行った。 当該事案が判明した後、財務課通知により全所属において、源泉徴収の対象範囲に係る再点検を実施し、他には徴収漏れ事案がないことを確認した。 今後も機会を捉えて職員に対して源泉徴収事務に関する周知を行う。
指導事項	随意契約（物品購入・業務委託等）の公表に係る事務処理要領に基づき、公表しなければならない業務委託内容であるが、公表ができていなかった。（企	当該案件については、速やかに公表を行った。その上で、「随意契約（物品購入・業務委託等）の公表に係る事務処理要領」等の公表に係る諸規程について、改めて職員に周知徹底を図るとともに、課内複数職員による確認などの再

画調整課、浄水課、高松ブロック統括センター、東讃ブロック統括センター)	発防止策を講じた。
公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱に基づき、公表しなければならない契約であるが、公表ができていなかった。(東讃ブロック統括センター、広域送水管理センター)	当該案件については、速やかに公表を行った。その上で、「公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱」等の公表に係る諸規程について、改めて職員に周知徹底を図るとともに、課内複数職員による確認などの再発防止策を講じた。
新たに資産を購入したことにより、過去に取得した資産を処分しているが、固定資産除却処理が行われていなかった。(水質管理課)	固定資産台帳との現品照合と、財務会計システムにおける除却作業との間で情報共有が図れていなかったため、決算整理時に除却作業する際には、現品照合時に作成している工具、器具及び備品の照合表で除却予定のものと突合することにより、十分確認するよう徹底することとした。
取得価格が10万円未満の備品について、営業費用備用品費ではなく、資産購入費で予算執行していた。(高松ブロック統括センター)	資産購入費で予算執行していたことにより、誤って固定資産台帳に登録されたため、令和5年度決算整理時に当該物品の除却処理を行い、備品台帳に記載の上、適正に管理することとする。 今後は、会計規程のほか、物品の単価及び支出科目等を十分確認するよう関係職員に周知徹底を行い、再発防止に努める。
低入札価格調査制度の基準価格を下回る金額で契約を締結した工事について、契約書に添付を要する「香川県広域水道企業団工事請負契約約款の特則」の添付がされていなかった。(高松ブロック統括センター)	「低入札価格調査制度実施要領」等の低入札工事に係る諸規程について、改めて担当職員に周知徹底を図るとともに、決裁ルートにある職員による必要書類の確認も徹底するよう周知した。
予定価格調書が作成されていなかった。(高松ブロック統括センター、中讃ブロック統括センター、西讃ブロック統括センター)	「契約規程」・「建設工事執行規程」等の契約事務に係る諸規程について、改めて担当職員に周知徹底を図るとともに、決裁ルートにある職員による必要書類の確認も徹底するよう周知した。
工事請負契約約款に基づく契約書でなければならないところ、請書で契約を締結していた。(	「建設工事執行規程」等の契約事務に係る諸規程について、改めて担当職員に周知徹底を図るとともに、決裁ルートにある職員による必要

中讃ブロック統括センター)	書類の確認も徹底するよう周知した。
「災害時における応急対策業務に関する事務取扱要領」に沿って事務を行う湯水対応の工事であるが、当該要領に沿った事務が行われていなかった。(東讃ブロック統括センター、広域送水管理センター)	「災害時における応急対策業務に関する事務取扱要領」等の災害緊急対策に係る諸規程について、改めて職員に周知徹底を図った。 なお、通常取り扱わない事務にあつては特に注意し、本部契約担当課等関係する課と連携しながら適切に対応するよう指導した。
管理技術者等の資格要件「一級建築士等」が確認できる書類が添付されていなかった。(広域送水管理センター)	当該案件については、速やかに委託業者から一級建築士の免許証の写しを提出させた。 なお今後、個人事業主本人が資格者となる場合についても、資格を証する免許証等の写しの提出を求めることとした。